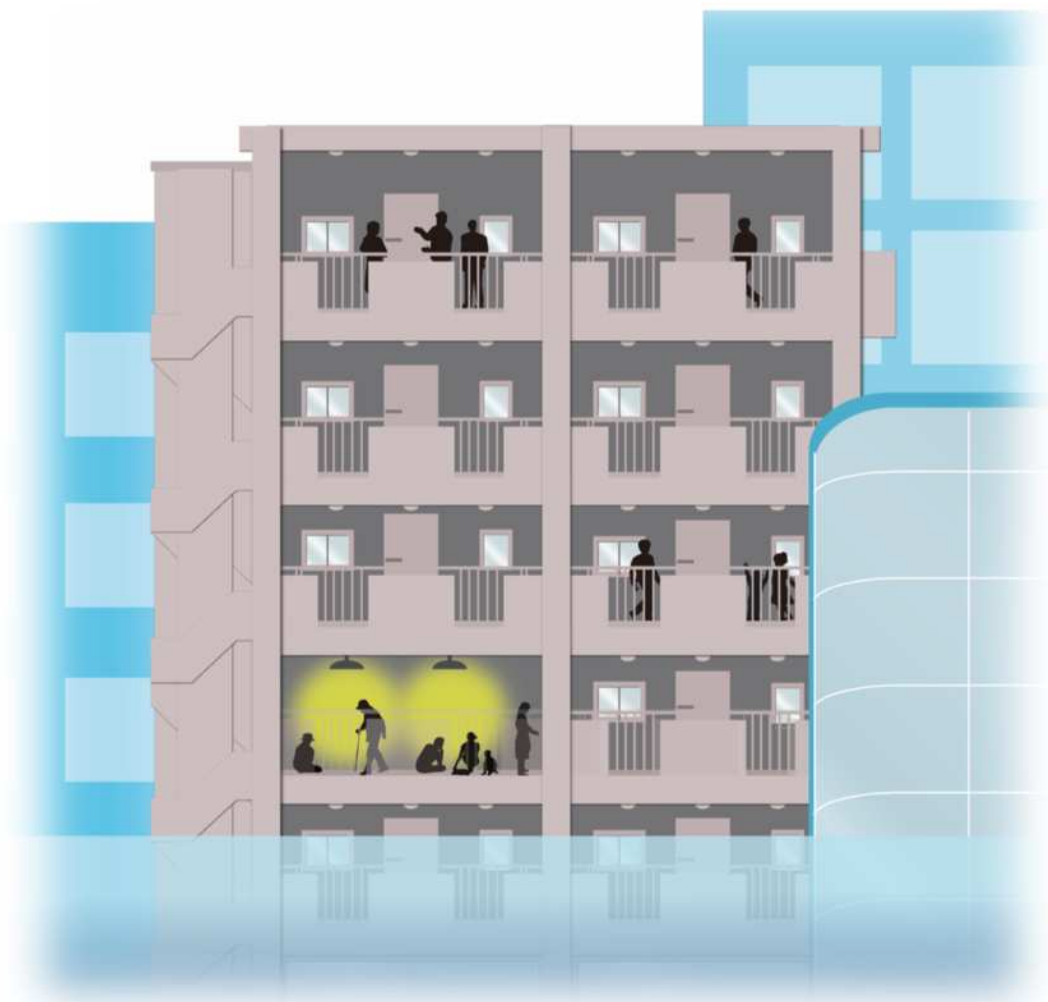


葛飾区浸水対応型拠点建築物等 普及事業補助金のご案内



<葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金とは>

葛飾区では、広域避難と垂直避難を組み合わせる避難できる環境が整い、水が引くまでの間、許容できる生活レベルが担保される市街地を目指す「浸水対応型市街地構想」（令和元年6月）を策定し、大規模水害発生時の緊急的な避難先となるとともに、避難生活を送ることのできる建築物の普及促進に取り組んでおります。

本事業では、**集合住宅**及び**大規模小売店舗**を対象に、大規模水害時の停電対策や、居住者または避難者用の避難施設の整備等に要する費用の補助を行います。



本補助は、「**自立型事業**」と「**誘導型事業**」の2つの事業が対象となります。

※詳細は「葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金交付要綱運用基準」をご覧ください

自立型事業（区単独補助）

対象
施設

集合住宅の新設・改修

補助
要件

- ・浸水深以上の階に**居住者**用の防災備蓄倉庫、退避空間を設置
- ・エレベーターの設置
- ・水害を想定した防災訓練（年1回）を実施し、結果を区に報告

補助
対象

居住者の避難生活水準を確保するための設備や退避空間等の整備費用

（補助対象となるもの）

- ・エネルギーシステムの整備
- ・省エネルギー対策
- ・止水板の設置
- ・電気室への浸水対策 等

補助
金額

①と②の低い方の額の**1/2**

- ①基準額又は補助対象者の見積で算出した費用
- ②補助対象事業に係る費用

誘導型事業（区単独補助）

対象
施設

集合住宅または**大規模小売店舗**の新設・改修

補助
要件

集合住宅の場合

- ・自立型事業の要件
- ・**避難者**受け入れに関して
区との協定締結
- ・浸水深以上の階に**避難者**用の
防災備蓄倉庫、退避空間を設置

大規模小売店舗の場合

- ・**避難者**受け入れに関して
区との協定締結
- ・浸水深以上の階に**避難者**用の防災備蓄
倉庫、退避空間を設置
- ・水害を想定した防災訓練（年1回）を
実施し、結果を区に報告

補助
対象

避難者の避難生活水準を確保するための設備や退避空間等の整備費用

（補助対象となるもの）・自立型事業と同様

補助
金額

①と②の低い方の**額**

- ①基準額又は補助対象者の見積で算出した費用のうち、
付加的に必要となる費用（**掛かり増し費用**）
- ②補助対象事業に係る費用のうち、
付加的に必要となる費用（**掛かり増し費用**）

誘導型事業（国・区協調補助）

区が補助を行う誘導型事業において、一定の要件を満たす場合、国土交通省住宅局「一時避難場所整備緊急促進事業」と協調した補助を行います。

補助の詳細については、最終頁の問い合わせ先にご連絡ください。

補助要件

避難者の受け入れ人数が100人以上（既存建築物の場合20人以上）の場合 等

補助金額

誘導型事業（区単独補助）の補助金額 ▶ 国：2/3 区：1/3

○本補助による大規模水害の備えのイメージ

対象規模：集合住宅 15戸以上、かつ3階以上（葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例第2条第2項第1号の規定に基づくもの）

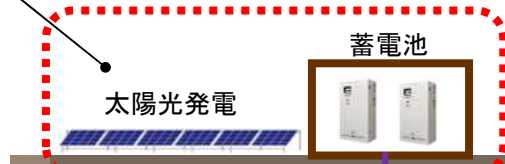
停電時のエネルギー確保

太陽光発電と蓄電池を併用したシステム

避難経路となる
階段や二重手すり

停電時のエネルギー確保

電気設備の浸水深
以上の階への設置、
移設



退避空間における高効率照明、
高断熱窓



▽浸水深

浸水深以上の階に
おける防災備蓄倉庫



浸水深以上の階に
おける退避空間



対象規模：大規模小売店舗 1000㎡超える

（大規模小売店舗立地法第2条第2項の規定に基づくもの）

停電時のエネルギー確保

電気自動車、プラグイン
ハイブリッド自動車の
急速充電器



停電時のエネルギー確保

太陽光発電と蓄電池を併用したシステム
停電対応型ガスヒートポンプ式空調機（GHP）



浸水深以上の階に
おける防災備蓄倉庫



駐車場を避難空間として活用

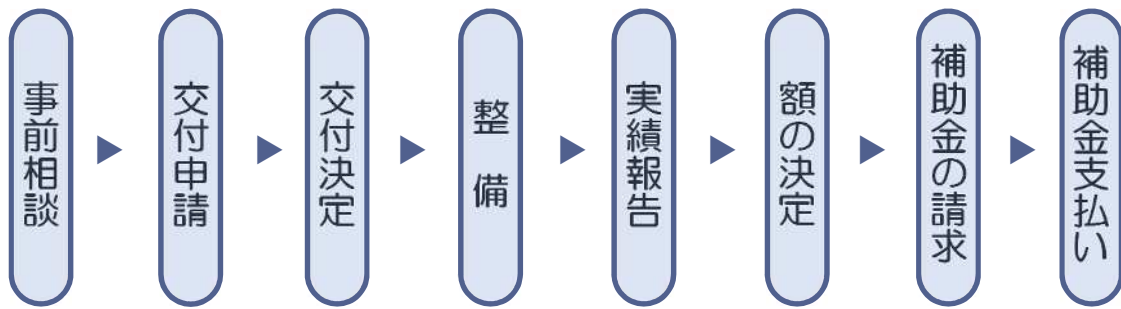
浸水深以上の階におけ
る退避空間



店舗内を避難空間として活用

▽浸水深

○補助手続きの流れ



○留意事項

- 補助対象事業の着手は、**交付決定通知書の受理日以後**に行う必要があります。
- 補助金の交付を**複数年**にわたって受けることを予定している場合は、交付申請の前に「全体設計承認」を受ける必要があります。
- 申請をご検討される場合は、**申請前に必ず**ご連絡・ご相談ください。
- 誘導型事業の場合、外部から受け入れる避難者分と通常在館者分を一体的に整備する場合は、**人数按分**で補助対象額を算出します。
- 申請に当たっては、「葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金交付要綱」及び「葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金交付要綱運用基準」をよくご確認ください。
- 誘導型事業（国・区協調補助）は、国土交通省住宅局「一時避難場所整備緊急促進事業」との協調した補助制度です。
申請をご希望の方は、下欄の区の問い合わせ先にご連絡ください。
- 補助金の交付を受けた施設・設備は、適切な方法にて維持管理を実施し、水害時における使用に支障がないよう管理してください。

問い合わせ先

葛飾区 都市整備部 住環境整備課 開発指導係

TEL:03(5654)8348 (直通)

FAX:03(3697)1660

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

葛飾区役所 3階 307番窓口